

令和8年度 環境負荷低減対策支援事業

< 専門家派遣補助金 >

燕市内中小企業者の事業活動に伴い、大気中に排出される揮発性有機化合物の排出抑制を推進するため、市内中小企業者が専門資格を有するものに依頼する作業環境測定、又は公益財団法人にいがた産業創造機構（NICO）の実施する生産工程の環境対策に資する専門家派遣事業（物価高騰に伴う課題解決を目的とするものに限る）を受けの際に要する費用の一部を補助します。

■ 対象要件

- ① 市内に事業所を有し、引き続き1年以上事業を営むものであること
- ② 環境負荷低減対策事業を行うために必要な許認可並びに免許等（公害防止管理者、有機溶剤作業主任者等）を受けている、もしくは受けることが確実であること
- ③ 過去にこの補助金を受けたことがないこと
- ④ 市税等の滞納をしていないこと

■ 対象事業

- ・ 専門資格を有するものに依頼する作業環境測定
- ・ NICOの実施する、生産工程の環境対策に資する専門家派遣事業（物価高騰に伴う課題解決を目的とするものに限る）

■ 対象金額等

上記対象事業の実施につき上限15,000円とし、1年度につき5回までを限度。

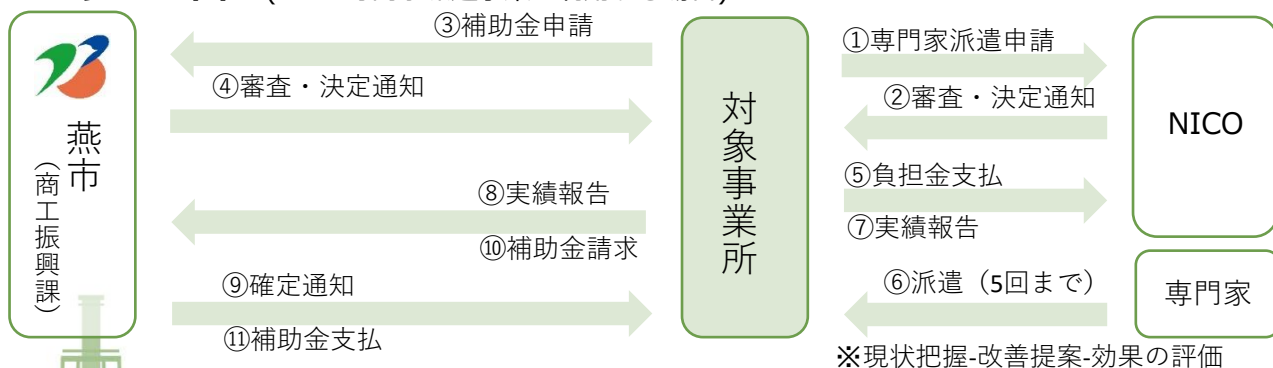
派遣1回当たりの経費負担（NICO専門家派遣事業を利用する場合）

利用枠	NICOに支払う負担金	市補助金	事業者負担
一般枠	22,500円	15,000円	7,500円
小規模企業枠	15,000円		なし

■ 提出書類

- ① 補助金交付申請書
- ② NICO専門家派遣事業の申請書・決定通知の写し、又は環境測定を行う専門家であることの証の写し及び環境測定に係る見積書の写し
- ③ 市税の納税証明書
- ④ 環境負荷低減対策事業を行うために必要な許認可並びに免許等の写しまたは確約書

■ フロー図（NICO専門家派遣事業を利用する場合）



■ 申請期間

令和8年4月1日 ~ 令和9年1月29日

※NICOの受付開始等はNICOに直接お問い合わせください。

NICO経営革新支援チーム ☎ 025-246-0056

■ 揮発性有機化合物（トリクロロエチレン）を取り巻く現状

トリクロロエチレンは低濃度であっても長期間にわたる暴露により発がん等の健康影響をきたす懸念のある物質ですが、燕市は金属加工の盛んな地域であることから脱脂及び研磨剤の除去のための洗浄剤としてトリクロロエチレンを使用する事業所が多く立地しています。

そのため、法令等に基づいて排出抑制に取り組んだとしても、大気中濃度が環境基準を超過してしまうおそれがあります。

このような状況を防ぐためには、法令等の規制を受けない事業所を含め全ての事業所が排出抑制の取り組みを自主的に実施することで、大気中濃度の低減を図る必要があります。

■ お問い合わせ

燕市役所 産業振興部 商工振興課 産業支援係（3階23番窓口）

TEL:0256-77-8231 FAX:0256-77-8306 MAIL:shoko@city.tsubame.lg.jp



その他支援制度については、別紙制度概要もしくは燕市ホームページをご覧ください。